

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(教育院等)</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育及び京都大学大学院における共通・横断教育の企画及び実施、学生支援に関する業務の推進、学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援、社会との協働によるイノベーション創出に係る企画立案及び実施その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構、本部及び研究院を置く。</p> <p>国際高等教育院 大学院教育支援機構 学生総合支援機構</p> <p>環境安全保健機構 情報環境機構 図書館機構 成長戦略本部 国際戦略本部 人と社会の未来研究院</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(教育院等)</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育及び京都大学大学院における共通・横断教育の企画及び実施、学生支援に関する業務の推進、<u>研究推進に関する総合マネジメント</u>、学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援、社会との協働によるイノベーション創出に係る企画立案及び実施その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構、本部及び研究院を置く。</p> <p>国際高等教育院 大学院教育支援機構 学生総合支援機構 <u>総合研究推進本部</u> 環境安全保健機構 情報環境機構 図書館機構 成長戦略本部 国際戦略本部 人と社会の未来研究院</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第78号) この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p>